

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	(法人税：義) (国税 37) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 17)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 中小企業等経営強化法の改正を前提に、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称））が記載されたものに限る。）の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度の終了の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が 10 億円を超える場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の 70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から 5 年を経過した日を含む事業年度から 5 年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。
			《関係条項》 —
5	担当部局		農林水産省食料産業局企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月 分析対象期間：令和 3 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		適用期限を令和 6 年 3 月 31 日とする。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担う中小企業による経営資源の集約化を支援する。

		《政策目的の根拠》 中小企業におけるウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要である。このためには、単に設備投資、研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要である。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。 このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担う中小企業による経営資源の集約化（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図るものである。 なお、民間調査結果によれば、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休廃業・解散、倒産件数は増加が見込まれている。こうした企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定） 第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (3) 事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。
②	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 《政策分野》 ①新たな価値の創出による需要の開拓
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業の生産性を高める経営資源集約化を支援することにより、中小企業の M&A を令和 5 年度までに年間 6 千件に拡大することを目標とする。

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、中小企業M&A特有の経営統合後の買い手側のリスク（簿外債務、偶発債務、減損等）への備えを支援するものであり、先行きが不透明な中でも、中小企業の生産性を高める経営資源集約化を支援するものであり、地域における雇用の確保、サプライチェーンの維持等につながる効果がある。
10	有効性等	① 適用数	— なお、適用対象者は、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者該当するものを除く。）のうち、改正後の中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けた事業者であって、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度の終了の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てる事業者である。
		② 適用額	— なお、適用額は、「適用数」、「株式等の取得価額」（適用対象となり得る株式等の取得価額）、「準備金積立率」（70%）を乗じたものであると想定している。
		③ 減収額	— なお、法人税の減収額は、適用額に法人税率を乗じたものであり、法人住民税及び法人事業税の減収額は、法人税減収額に、法人住民税率及び法人事業税率をそれぞれ乗じたものであると想定している。
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業のM&A件数は、近年急速に増加傾向にあるものの、後継者不在の中小企業者数などの潜在的ニーズを踏まえると、中小企業のM&A市場は未成熟であり、拡大の余地は大きい。この原因として、中小企業のM&Aにおいて、経営統合後に発生するリスク（簿外債務、偶発債務、減損等）が強く認識されていることが指摘されており、当該リスクへの対応が必要となっている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本租税特別措置については、買い手側が中小企業M&Aの特有のリスク（簿外債務、偶発債務、減損等）への備えのための準備金を積み立てた場合に、その積み立てた金額の損金算入を認めることで手元資金に余裕を生むとともに、仮に減損が生じた場合でも、当該準備金の取崩し・損益相殺により実質的に税負担を生じさせない。こうした買い手側のメリットを与えることにより、中小企業によるM&Aを通じた経営資源の集約化を

			促進する効果を有する。
		⑤ 税込減を是認する理由等	中小企業の経営資源の集約化によって、買い手・売り手の双方が有する技術や製品・サービス等の組み合わせによる新技術や新製品・サービスの開発、買い手製品・売り手製品双方についての商圈等の拡大、広報機能やバックオフィス機能等の共通化による効率化などが可能となり、生産性が高まる効果が期待されることから、必要な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業M&Aの特有のリスク（簿外債務、偶発債務、減損等）については、発現時期をあらかじめ見込めず、予算上の制約を受けることから補助金等による措置は馴染まない。 また、当該リスクは、中小企業者に一定の規制を講じることでは対処できるものではない。この点、本税制特例は、全ての中小企業者が対象になり得るものであり、かつ、結果として、経営統合後、当該リスクが発現しなかった場合には、準備金残高を5年間で均等取り崩し、益金化するものであり、妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置として、経済産業省の事業承継総合支援事業及び事業承継・世代交代集中支援事業を行っており、中小企業の経営資源の集約化等に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、経営資源集約後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、経営資源集約後も含めて、新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明感がある中で、中小企業が経営資源を集約化することで生じるリスクを軽減する支援がないことから、本租税特別措置により手当するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中、経営資源の集約化等を推進することにより、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果が期待され、本租税特別措置の創設は地方公共団体にとって重要である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—